

# ○東京都市大学教育開発機構規程

平成28年4月18日  
制 定

(設置)

**第1条** 東京都市大学(以下「本学」という。)に、教育開発機構(以下「機構」という。)を置く。

(目的)

**第2条** 機構は、本学における教育改革を推進するため、企画及び立案を行うことにより、教育の質的向上及び発展に資することを目的とする。

(機構長及び副機構長)

**第3条** 機構に、機構長及び副機構長を置く。

2 機構長は、機構を統括し、機構を代表する。

3 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 機構長は、副学長の中から学長が指名する。ただし、副学長を置いていない場合は、本学専任教授の中から学長が指名する。

5 副機構長は、本学専任教授の中から学長が指名する。

6 機構長及び副機構長の任期は、機構長に副学長があたる場合を除いて2年とし、再任を妨げない。ただし、指名した学長の任期の終期を超えることはできない。

(会議)

**第4条** 機構に、教育開発機構会議(以下「会議」という。)を置く

2 会議は、機構長が招集し、議長となる。

3 会議は、機構長、副機構長及び第6条第1項第2号に定める構成員の3分の2以上の出席で成立する。

4 機構長は、必要に応じて前項に定める構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(教育開発室)

**第5条** 機構に、教育開発室(以下「開発室」という。)を置く。

(構成)

**第6条** 開発室は、次の者をもって構成する。

(1) 室長

(2) 学長が指名する室員

2 室長は、副機構長があたる。

3 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名した学長の任期の終期を超えることはできない。

(部門)

**第7条** 開発室に、次の部門を置く。

(1) 教育支援・改善部門

(2) 教育評価部門

(3) 研修部門

(4) その他機構長が必要と認める部門

2 部門に部門長を置き、部門長は室員の中から機構長が指名する。

3 室員の所属部門は、機構長が決定する。

4 機構長及び室長は、必要に応じて部門長を招集することができる。

(連携)

**第8条** 機構は、第2条の目的を達成するため、学内組織と緊密な連携を図るものとする。

(所管部署)

**第9条** この規程の所管部署は、事務局企画室とする。

(改廃)

**第10条** この規程の改廃は、学長が行う。

付 則 (平成28年4月18日)

この規程は、平成28年4月1日より適用する。